

宍粟市告示第44号

宍粟市償還払給付費等受領委任払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費並びに宍粟市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱（平成17年宍粟市告示第112号。以下「助成要綱」という。）に規定する高齢者等住宅改造費助成金（以下これらを「償還払給付費等」という。）の支給の対象となる者又は世帯が受領する権限を、福祉用具を販売した者又は住宅改修を行った者若しくは住宅改造を行った者（以下これらを「事業者」という。）に委任し、市が償還払給付費等を事業者に支払うこと（以下「受領委任払制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 受領委任払制度による支給対象となる者又は世帯（以下「対象者等」という。）は、次の各号に掲げる償還払給付費等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費 法第19条の規定により宍粟市の認定を受けた要介護者又は要支援者で、申請時において介護保険料に滞納がなく、法第63条から第69条までに規定する保険給付の制限等を受けていない者

(2) 高齢者等住宅改造費助成金 助成要綱第3条に定める世帯

(事業者登録)

第3条 受領委任払制度を利用しようとする事業者は、受領委任払制度事業者登録申請書兼振込口座指定届（様式第1号）により市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、受領委任払制度取扱事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第4条 受領委任払制度の登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条第1項の申請内容に変更があったとき又は登録を廃止し、若しくは休止するときは、受領委任払制度事業者登録変更（休止・廃止）届出書（様式第3号）により速やかに市長に届出なければならない。

(受領委任払)

第5条 受領委任払制度により償還払給付費等の支給を受けようとする対象者等（以下「利用者」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第71条、第75条、第90条又は第94条若しくは助成要綱第8条に規定する申請書に償還払給付費等受領委任払に係る委任状（様式第4号）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 登録事業者は、償還払給付費等の支給対象となるサービスに係る費用のうち、償還払給付費等を除いた額を利用者から徴収するものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る支給を決定したときは、利用者から委任を受けた事業者に対し、償還払給付費等を支払うものとする。

(登録事業者の取消し)

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の登録を取り消すとともに、受領委任払制度事業者登録取消通知書(様式第5号)により当該登録事業者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により第3条の登録を受けた場合又は償還払給付費等の請求を行った場合

(2) 適正な事業の運営ができなくなると市長が認めた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録の取消しについて必要と認めた場合

(不正利得の返還)

第7条 前条第1号の場合において、偽りその他不正な手段により償還払給付費等を受給したことを確認したときは、その費用の全部又は一部を当該登録事業者から返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

受領委任払制度事業者登録申請書兼振込口座指定届

年 月 日

宍粟市長 様

届出者 所在地 _____
 名 称 _____
 代表者氏名 _____ ㊞

受領委任払制度を利用したいので、次のとおり申請します。

(フリガナ) 事業者名称	_____

(フリガナ) 代表者氏名	_____

所在地	〒 - _____
連絡先	電話 () FAX ()

指定口座	金融機関名	銀行・組合 金庫・農協		本店 支店・出張所
	預金種別	普通・当座	口座番号	_____
	(フリガナ) 口座名義人	_____		

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

宍粟市長

印

受領委任払制度取扱事業者登録決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった受領委任払制度事業者登録について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1. 決定

登録事業者名	
所在地（住所）	
代表者氏名	
登録年月日	

2. 却下

理 由	
-----	--

※ 申請内容に変更があったとき又は事業を廃止し、若しくは休止をするときは、速やかに届け出てください。

様式第3号（第4条関係）

受領委任払制度事業者登録変更（休止・廃止）届出書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者 所在地 _____
 名 称 _____
 代表者氏名 _____ ㊞

受領委任払制度の登録を（変更・休止・廃止）するので、次のとおり届出ます。

(フリガナ) 事業者名称	_____

(フリガナ) 代表者氏名	_____

所在地	〒 _____ - _____
連絡先	電話 () _____ FAX () _____

届出の事由・内容

届出の事由	変更・休止・廃止	事由の発生した年月日	
変更の内容			
項目	変更前	変更後	

様式第4号（第5条関係）

受領委任払制度に係る委任状

フリガナ		生年月日	明・大 昭・平	年 月 日
氏 名		性 別	男 ・ 女	
住 所	〒 ー			
<p>宍粟市長 様</p> <p>宍粟市償還払給付費等受領委任払実施要綱に基づき、償還払給付費等を受領する権限を以下の者に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住 所 氏 名 ⑩ 電 話</p> <p>登録事業者 所在地 名 称 代表者 ⑩ 電 話</p>				

注) 登録事業者の代表者印は、受領委任払制度事業者登録申請書兼振込口座指定届に使用したものと同一印を使用してください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

宍粟市長

印

受領委任払制度事業者登録取消通知書

下記の理由により、受領委任払制度の登録を取消したので通知します。

記

理 由	
-----	--